

平成 2 2 年第 1 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 2 年 3 月 2 5 日（木曜日）

---

議事日程（第 5 号）

平成 2 2 年 3 月 2 5 日（木）午前 1 0 時開議

- |         |           |   |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1   |           | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第 2   | 議案第 1 号   | 平成 2 2 年度尾鷲市一般会計予算の議決について                   |
| 日程第 3   | 議案第 2 号   | 平成 2 2 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について           |
| 日程第 4   | 議案第 3 号   | 平成 2 2 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について           |
| 日程第 5   | 議案第 4 号   | 平成 2 2 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について          |
| 日程第 6   | 議案第 5 号   | 平成 2 2 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について            |
| 日程第 7   | 議案第 6 号   | 平成 2 2 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について                 |
| 日程第 8   | 議案第 7 号   | 平成 2 2 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について                 |
| 日程第 9   | 議案第 8 号   | 平成 2 1 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 0 号）の議決について        |
| 日程第 1 0 | 議案第 9 号   | 平成 2 1 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について  |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 0 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について  |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 2 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について        |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 3 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について        |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 4 号 | 職員の給与に関する条例及び尾鷲市職員の勤務時間、                    |

休暇等に関する条例の一部改正について

- 日程第 1 6 議案第 1 5 号 尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号 尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する  
条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号 尾鷲市消防団条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 尾鷲市道路線の変更について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定につい  
て
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定につい  
て
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定  
について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指  
定について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管  
理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の  
議決について
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 1 号）  
の議決について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 8 発議第 1 号 尾鷲市議会委員会条例の一部改正について  
（提案説明、質疑、討論、採決）

出席議員（15名）

1 番	北 村 道 生 議員	2 番	内 山 議員
3 番	端 無 徹 也 議員	4 番	田 中 勲 議員
5 番	三 林 輝 匡 議員	6 番	神 保 美 也 議員
7 番	南 靖 久 議員	8 番	三 鬼 和 昭 議員

9番 與谷公孝 議員	10番 大川真清 議員
11番 濱中佳芳子 議員	12番 三鬼孝之 議員
13番 高村泰徳 議員	15番 中垣克朗 議員
16番 真井紀夫 議員	

欠席議員（1名）

14番 濱口文生 議員

説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	横 田 浩 一 君
会計管理者兼出納室長	湯 浅 英 男 君
市長公室長	仲 明 君
総務課長	三 木 正 尚 君
防災危機管理室長	川 口 明 則 君
税務課長	吉 澤 壽 朗 君
福祉保健課長	大 倉 良 繁 君
環境課長	野 田 耕 史 君
市民サービス課長	山 下 恭 徳 君
建設課長	大 屋 一 君
新産業創造課係長	大 和 勝 浩 君
水産農林課長	小 倉 宏 之 君
水道部長	佐々木 進 君
尾鷲総合病院事務長	宮 本 忠 明 君
尾鷲総合病院総務課長	大 川 一 文 君
尾鷲総合病院医事課長	世 古 讓 治 君
教育委員長	平 山 豊 君
教 育 長	畑 中 伸 稔 君
教育委員会教育総務課長	岩 出 育 雄 君
教育委員会生涯学習課長	川 端 直 之 君
教育委員会学校教育担当調整監	玉 津 勲 哉 君
監 査 委 員	濱 田 俊 次 君

監 査 委 員 事 務 局 長

濱 野 薫 久 君

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長

山 本 和 夫

次 長 兼 議 事 ・ 調 査 係 長

内 山 雅 善

議 事 ・ 調 査 係 主 査

竹 平 專 作

〔開議 午前10時02分〕

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者ですが、5番、三林輝匡議員と14番、濱口文生議員は所用のため欠席であります。なお、5番、三林輝匡議員は、後刻出席される旨、通告がございました。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において13番、高村泰徳議員、15番、中垣克朗議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第1号「平成22年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、日程第27、議案第29号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について」までの計26議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました26議案につきましては、所管の委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） おはようございます。総務産業常任委員会に付託になりました議案第1号「平成22年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、第1条歳入、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款自動車取得税交付金、第8款地方特例交付金、第9款地方交付税、第10款交通安全対策特別交付金、第11款分担金及び負担金、第1項分担金、第12款使用料及び手数料、第1項第3目農林水産業使用料、第4目商工使用料、第5目土木使用料、第2項第3目土木手数料、第13款国庫支出金、第2項第3目農林水産業費国庫補助金、第4目土木費国庫補助金、第3項第1目第1節総務管理費委託金のうち、自衛官募集事務交付金、第14款県支出金、第1項第1目総務費県負担

金、第2項第1目総務費県補助金、第4目農林水産業費県補助金、第5目商工費県補助金、第6目土木費県補助金、第7目消防費県補助金、第3項第1目総務費委託金のうち、第1節総務管理費委託金、人口動態調査事務費市町村交付金を除くもの、第3目商工費委託金、第4目土木費委託金、第5目消防費委託金、第15款財産収入、第1項第1目第1節土地建物貸付収入のうち、管財関係土地貸付料、農林関係土地貸付料、第2項財産売払収入、第16款寄付金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料、第2項市預金利子、第3項第1目第1節尾鷲市小規模事業資金貸付金元金収入、第2節東海労働金庫貸付金元利収入、第4項第1目総務費受託事業収入、第3目農林水産業費受託事業収入、第5項第1目第1節滞納処分費、第2節雑入のうち、白地図等売却代、水道事業会計負担金、生活年金プラン事務費、互助会館電話機使用料、公文書コピー代、互助会館電気使用料、共同キャッシングサービスボックス電気使用料、共同キャッシングサービスボックス設置料、システム利用負担金、三重県振興協会市町村交付金、一般コミュニティ助成事業助成金、矢ノ川中継所消防防災無線設備電気使用料、戸別受信機個人負担金、消防団員退職報償金収入、消防団員福祉共済制度事務費返戻金、女性消防隊予防活動助成事業助成金、コピー使用料（税務課）、納付書等共同印刷負担金、尾鷲産材振興助成金、三木里海水浴場PR用ポスター作成地元負担金、地域活性化センター助成金、水道管理設に伴う舗装復旧金、宝くじ助成事業助成金、第20款市債、歳出、第1款議会費、第2款総務費のうち、第1項第1目一般管理費、5、情報化推進事業のうち、住民基本台帳ネットワーク機器借上料、第7目交通災害共済受託事業費、第8目出張所費、第10目生活相談費、第11目人権・男女共同参画費、1、人権啓発推進事業、第13目諸費、2、防犯灯整備事業、3、窓口業務関係経費、6、総務管理費補助金のうち、尾鷲市自治連合会補助金、熊野人権擁護委員協議会補助金、第3項戸籍住民基本台帳費を除くもの、第3款民生費、第1項第1目社会福祉総務費、4、国民健康保険事業特別会計繰出金、第8目老人医療費、第10目後期高齢者医療費、2、後期高齢者医療事業特別会計繰出金、第4款衛生費、第4項下水道費、第5項上水道費、第6項病院費、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第8款消防費、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費、第3条第3表地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用、議案第5号「平成22年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」、議案第7号「平成22年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第8号

「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について」のうち、第1条歳入、第1款市税、第11款分担金及び負担金、第1項分担金、第12款使用料及び手数料、第1項第3目農林水産業使用料、第5目土木使用料、第13款国庫支出金、第2項第6目総務費国庫補助金、第7目農林水産業費国庫補助金、第14款県支出金、第2項第1目総務費県補助金、第4目農林水産業費県補助金、第5目商工費県補助金、第6目土木費県補助金、第3項第1目総務費委託金、第4目土木費委託金、第15款財産収入、第16款寄附金、第1項第1目農林水産業費寄附金、第6目一般寄附金、第19款諸収入、第2項市預金利子、第4項受託事業収入、第5項第1目第2節雑入のうち、三重県振興協会市町村交付金、消防団員退職報償金収入、eL-TAX導入助成金、第20款市債、歳出、第1款議会費、第2款総務費、第1項第1目一般管理費、第3目財産管理費、第5目企画費、第12目防災費、第2項徴税费、第4項選挙費、第3款民生費、第1項第1目社会福祉総務費、4、国民健康保険事業特別会計繰出金、第8目老人医療費、第10目後期高齢者医療費、2、後期高齢者医療事業特別会計繰出金、第4款衛生費、第4項下水道費、第5項上水道費、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第8款消防費、第2条第2表繰越明許費のうち、第7款土木費、第3条第3表債務負担行為補正、第4条第4表地方債補正、議案第13号「平成21年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第14号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、議案第15号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」、議案第16号「尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」、議案第17号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」、議案第18号「尾鷲市道路線の認定について」、議案第19号「尾鷲市道路線の変更について」、議案第20号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、議案第23号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」、議案第24号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」、議案第28号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」のうち、第1条歳入、第17款繰入金、第20款市債、第2条第2表地方債補正、議案第29号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について」のうち、第1条歳入、第17款繰入金、第20款市債、第3条第3表地方債補正、以上、16議案についての委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

去る3月12日、15日、16日の3日間、午前10時より、市長、副市長、関係課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査をいたしました結果、付託されました議案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 次に、生活文教常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔12番（三鬼孝之議員）登壇〕

12番（三鬼孝之議員） 私ども生活文教常任委員会に付託になりました議案第1号「平成22年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、第1条歳入、第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第12款使用料及び手数料、第1項第1目民生使用料、第2目衛生使用料、第6目教育使用料、第2項第1目総務手数料、第2目衛生手数料、第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2項第1目民生費国庫補助金、第2目衛生費国庫補助金、第5目教育費国庫補助金、第1節教育費補助金のうち、安全・安心な学校づくり交付金を除く、第3項第1目第1節総務管理費委託金のうち、外国人登録事務交付金、第2目民生費委託金、第14款県支出金、第1項第2目民生費県負担金、第2項第2目民生費県補助金、第3目衛生費県補助金、第8目教育費県補助金、第3項第1目第1節総務管理費委託金のうち、人口動態調査事務費市町村交付金、第2目交通災害共済事業費委託金、第15款財産収入、第1項第1目第1節土地建物貸付収入のうち、斎場関係土地貸付料、福祉保健課関係土地建物貸付料、電柱敷貸付料、教員住宅等貸付料、第19款諸収入、第3項第1目第3節奨学資金貸付金元利収入、第4項第2目民生費受託事業収入、第5項第1目第2節雑入のうち、尾鷲市自治連合会コピー使用料、児童扶養手当返還金、生活保護法第63条による返還金、生活保護法第78条による返還金、生活保護法第63条による返還金（過年度分）、生活保護法第78条による返還金（過年度分）、資源化物売却収入、北川水辺空間再生施設電力販売料、私用電話料等収入、日本スポーツ振興センター共済給付金、ALLT住宅使用料、旧須賀利公民館電気使用料、公民館コピーサービス料、図書館コピーサービス料、学校開放夜間使用料、歳出、第2款総務費、第1項第1目一般管理費、5、情報化推進事業のうち、住民基本台帳ネットワーク機器借上料、第7目交通災害共済受託事業費、第8目出張所費、第10目生活相談費、第11目人権・男女共同参画費、1、人権啓発推進事業、第13目諸費、2、防犯灯整備事業、3、窓口業務関係経費、6、総務管理費補助金のうち、尾鷲市自治連合

会補助金、熊野人権擁護委員協議会補助金、第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費のうち、第1項第1目社会福祉総務費、4、国民健康保険事業特別会計繰出金、第8目老人医療費、第10目後期高齢者医療費、2、後期高齢者医療事業特別会計繰出金を除く、第4款衛生費、第1項保健費、第2項清掃費、第3項環境衛生費、第9款教育費のうち、第1項第2目事務局費、6、学校耐震整備事業を除く、第2条第2表債務負担行為、議案第2号「平成22年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第3号「平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について」、議案第4号「平成22年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第6号「平成22年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第8号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について」のうち、第1条歳入、第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第12款使用料及び手数料、第1項第6目教育使用料、第2項手数料、第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2項第1目民生費国庫補助金、第4目教育費国庫補助金、第3項委託金、第14款県支出金、第1項県負担金、第2項第2目民生費県補助金、第3目衛生費県補助金、第7目教育費県補助金、第3項第2目交通災害共済事業費委託金、第16款寄附金、第1項第2目民生費寄付金、第19款諸収入、第5項第1目第2節雑入のうち、くろしお学園給食調理業務収入、歳出、第2款総務費、第1項第7目交通災害共済受託事業費、第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費、第1項第1目社会福祉総務費、1、社会福祉職員人件費、2、社会福祉一般総務費、第2目障害者福祉費、第3目自立支援給付事業、第4目老人福祉費、第5目国民年金費、第10目後期高齢者医療費、1、後期高齢者医療事業負担金、第2項児童福祉費、第3項生活保護費、第4款衛生費、第1項保健費、第2項清掃費、第3項環境衛生費、第9款教育費のうち、第2項第1目学校管理費、7、学校耐震整備事業を除く、第2条第2表繰越明許費のうち、第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、議案第9号「平成21年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第10号「平成21年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第11号「平成21年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第12号「平成21年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第21号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」、議案第22号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」、以上、12

議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る3月17、18、23日の3日間、午前10時より、市長、副市長、教育委員長、教育長、病院事務長並びに関係課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第1号、議案第2号、議案第4号の計3議案につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第3号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第21号、議案第22号の計9議案につきましては、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたのでご報告を申し上げます。

なお、市民サービス課に係る議案第2号「平成22年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」及び議案第9号「平成21年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」の議案審議におきまして、財政調整基金が22年度当初残高1,012万4,000円となり、また、国民健康保険事業運営が国保税収の減少などから非常に厳しい状態で推移しております。このような基金の残高などを考えると、国保税の改定も視野に入れながら、22年度早々から国保運営について検討されたい旨の意見もありました。

また、議案第6号「平成22年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」であります。概略の事業会計の内容につきましては、医師不足の中で外来・入院とも患者数の減少に伴って医業収益が大幅に減少するのを始め、医業費用の増額、また建設改良費や企業債償還金の増額などの要因によって、本年度の資金計画の面で資金不足が生じ、資金調達で5億円の一時借入金を計上しなければならない事態となっており、あわせて本年度の欠損金も6億7,300万円を計上し、病院事業会計も経営的には危険水域に入り、今後、病院事業会計が危ぶまれる事態となっております。これらの予算計上から、委員の審査の中で医業収益に直結する医師確保の問題を始め、諸経費の節減や不採算部門のスリム化等の問題、さらには一時借入金の償還見込み等について種々議論されたところであります。執行部としても、まず医師確保が最重要課題として、あらゆる手段で適正な医師確保に全力を挙げるとの答弁もありました。

以上の審査内容を申し添えて委員長報告といたします。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 次に、公共施設耐震問題特別委員会、濱中佳芳子副委員長。

〔 1 1 番（瀨中佳芳子議員）登壇 〕

1 1 番（瀨中佳芳子議員） 私たち公共施設耐震問題特別委員会に付託されました議案第 1 号「平成 2 2 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、第 1 条歳入、第 1 3 款国庫支出金、第 2 項第 5 目第 1 節教育費補助金のうち、安全・安心な学校づくり交付金、歳出、第 9 款教育費、第 1 項第 2 目事務局費、学校耐震整備事業、議案第 8 号「平成 2 1 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 0 号）の議決について」のうち、第 1 条歳出、第 9 款教育費、第 2 項第 1 目学校管理費、7、学校耐震整備事業、議案第 2 8 号「平成 2 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について」のうち、第 1 条歳入、第 1 3 款国庫支出金、歳出、第 9 款教育費、議案第 2 9 号「平成 2 1 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 1 号）の議決について」のうち、第 1 条歳入、第 1 3 款国庫支出金、歳出、第 9 款教育費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正、以上、4 議案について、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

昨日、午前 1 0 時より、市長、副市長、教育長、教育総務課長及び関係職員の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査した結果、付託されました議案第 1 号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 8 号、議案第 2 8 号、議案第 2 9 号の計 3 議案につきましては、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長報告にかえさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

1 番、北村道生議員。

〔 1 番（北村道生議員）登壇 〕

1 番（北村道生議員） 私は、今回提案されている議案の中で、後期高齢者医療制度とかかわる第 1 号議案「平成 2 2 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、歳出、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 0 目後期高齢者医療費の 3 億 5 , 6 0 6 万 2 , 0 0 0 円、第 2 号議案「平成 2 2 年度尾鷲市国民健康保険事業

特別会計予算の議決について」のうち、歳出、3款後期高齢者納付金、1項後期高齢者納付金、1目後期高齢者支援金の2億9,374万9,000円、第4号議案「平成22年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」に対し、反対の立場から討論をいたします。

民主党政権は、昨年、後期高齢者医療制度の廃止を4年先送りし、それまでは現行制度を存続させる方針を打ち出しました。差別制度を速やかに廃止し、老人保健制度に戻すことを掲げていた総選挙前の路線からの重大な後退であります。この先送りにより、75歳という年齢で高齢者を区切って差別する制度の根幹は温存されます。高齢者の人口増、給付費増に応じて保険料がはね上がる自動値上げの仕組みも今年4月から発動され、三重県後期高齢者広域連合では、東京都のような5%増という大幅増ではありませんが、平成22年、23年度は、21年度比で均等割が3万6,800円の42円増、所得割は6.83%の0.04ポイント増で、1人当たりの保険料額は5万102円で781円の増と決定されました。2年後の平成24年4月にも当然保険料の値上げが行われることとなります。

民主党政権は、昨秋、制度廃止を先送りするかわりに、新制度に移行する前の段階で今の後期高齢者医療制度が抱える問題を極力解消していく、負担を抑制するための措置をとると、たびたび明言してまいりました。ところが、民主党政権は、09年度第2次補正予算にも10年度予算にも、そのための財政措置をとらず、国が行うのは自公政権が行ってきた負担軽減措置の延長だけで、10年度の保険料値上げについては、広域連合の余剰金の活用、財政安定化基金の取り崩し、都道府県市町の法定外財源の繰り入れなどで対応する方針をとっております。広域連合の剰余金は、高齢者から年金天引きなどで取り立てた保険料、保険財政の余りです。財政安定化基金は、低所得者への保険料軽減のための自治体の会費などを積み立てた基金であります。民主党の対応は、結局、国庫補助は行わないから自治体で保険料抑制の努力をせよというものであり、あまりにも無責任と言わなければなりません。

ましてや、新制度を議論している高齢者医療制度改革会議では、新しく65歳以上の高齢者を全員国民健康保険に加入させ、64歳以上の現役世帯とは別勘定の国保を新しくつくり、保険料も財政も別建てとする議論が行われているようですが、もってのほかであります。悪法の速やかな廃止という選挙公約を破って後期高齢者医療制度を温存した上に、差別制度の害悪を拡大させないという選挙後の公約もほごにするのは、国民の願いを裏切る二重の後退にほかなりませ

ん。

以上の理由で、前述の3議案に反対することを表明いたしまして、私の反対討論といたします。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず最初に、日程第2、議案第1号「平成22年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する各委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（三鬼和昭議員） 起立多数であります。

よって、議案第1号「平成22年度尾鷲市一般会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第2号「平成22年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（三鬼和昭議員） 挙手多数であります。

よって、議案第2号「平成22年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号「平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第3号「平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第4号「平成22年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会

計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 多 数 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手多数であります。

よって、議案第4号「平成22年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第5号「平成22年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第5号「平成22年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号「平成22年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第6号「平成22年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号「平成22年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第7号「平成22年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第8号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算(第10

号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する各委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(三鬼和昭議員) 起立全員であります。

よって、議案第8号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算(第10号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第9号「平成21年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第9号「平成21年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第10号「平成21年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算(第2号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第10号「平成21年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算(第2号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第11号「平成21年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第11号「平成21年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第12号「平成21年度尾鷲市病院事業会計補正予算

(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第12号「平成21年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第3号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第13号「平成21年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第13号「平成21年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第3号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第14号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第14号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第15号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第15号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第16号「尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準

に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第16号「尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第17号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第17号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第18号「尾鷲市道路線の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第18号「尾鷲市道路線の認定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第19号「尾鷲市道路線の変更について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第19号「尾鷲市道路線の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第20号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指

定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第20号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第21号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第21号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第22号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第22号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第23号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第23号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第24号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設

の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第24号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第28号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する各委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第28号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第29号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する各委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第29号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決について」は、可決されました。

次に、日程第28、発議第1号「尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の発議書及び委員会条例の一部改正(案)を朗読いたさせます。

事務局長。

( 事 務 局 長 朗 読 )

議長(三鬼和昭議員) ただいま議題となりました発議につきまして、提案理由の説明を求めます。

7番、南靖久議員。

〔 7 番（南靖久議員）登壇 〕

7 番（南靖久議員） 発議第 1 号「尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

当市議会におきましては、常に議会改革に取り組み、これまでいろいろ協議・改革してまいりましたが、今回の条例改正は、現在設置されております二つの常任委員会に加えて、新たに予算決算常任委員会を設置しようとするものであります。

設置の理由は、平成 1 8 年の地方自治法の一部改正により、複数の常任委員会への所属が可能となりました。また、予算、決算に関する議案の分割付託審査につきましては、不可分の原則との見解もあり、このことから新たな予算審査方法を議論してきた中で、統合的な審査のあり方として、今回、予算決算常任委員会を設置するものであります。

なお、委員会構成は、議長を除く全員といたします。全議員が予算審査に参加することで、審議の幅を広げるとともに、予算に対する価値観が共有でき、そうすることで決算時においても効率のよい審査が可能となり、施策に対する監視機能の向上とともに評価機能を強化し、議会の権能を高めることを主たる目的としております。

よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題の発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第 2 8、発議第 1 号「尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、大変ご苦労さまでございました。

去る2日の開会以来、ご提案を申し上げました「平成22年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を始めとする各種重要案件につきましては、終始慎重にご審議をいただき、いずれもご承認賜りまして、まことにありがとうございました。

審議の中におきまして、いろいろご指摘、ご意見等いただきました点につきましては、今後、執行に当たり十分心してまいりたいと存じますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、アクアステーションの取水障害につきましては、その原因究明と対策のため、昨日、潜水ロボットでございますが、ROVによる取水管の目視調査を行いました。露出している部分には外部異常は認められませんでした。今週内にダイバーによる埋設箇所の調査を行うこととしております。また、逆洗手法によるポンプでの加圧作業も引き続き行ってまいります。一日も早い完全復旧に向けて、懸命に作業を行っておりますので、海洋深層水をご利用いただいている皆様を始め、市民の皆様には大変なご迷惑とご心配をおかけいたしておりますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上をもちまして閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 去る3月2日開会以来、長い間まことにご苦労さんでございました。

また、今月をもって退職される職員の方々には、長きにわたり市行政の推進にご貢献いただき、議会を代表いたしましてお礼申し上げます。今後は、健康にご留意していただき、引き続き市の発展にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

これをもって平成22年第1回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時02分〕